

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月24日

【会社名】 新日本空調株式会社

【英訳名】 Shin Nippon Air Technologies Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 夏井博史

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

【電話番号】 03 - 3639 - 2700 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 楠田守雄

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

【電話番号】 03 - 3639 - 2700 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 芳野徹郎

【縦覧に供する場所】

新日本空調株式会社 関東支店
(千葉県中央区中央一丁目11番1号)

新日本空調株式会社 横浜支店
(横浜市中区住吉町四丁目45番1号)

新日本空調株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号)

新日本空調株式会社 大阪支店
(大阪市西区土佐堀二丁目2番4号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年6月20日開催の当社第45回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円50銭（普通配当7円50銭、特別配当5円）

配当総額315,532,213円

効力発生日

平成26年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

経営体制の変更に伴い、株主総会および取締役会の招集者および議長を代表取締役に変更するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、高橋 薫、夏井博史、宇佐美威司、楠田守雄、淵野聡志、赤松敬一、大宮祥光の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、山田勇夫、壺岐尾透の両氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役賞与支給の件

平成26年3月末時点の取締役7名に対し、取締役賞与総額65,000,000円を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果(賛成割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	219,766	96	-	(注)1	可決(99.66%)
第2号議案 定款一部変更の件	219,770	92	-	(注)2	可決(99.66%)
第3号議案 取締役7名選任の件				(注)3	
高橋 薫	203,833	16,029	-		可決(92.43%)
夏井 博史	210,609	9,253	-		可決(95.50%)
宇佐美威司	218,417	1,445	-		可決(99.04%)
楠田 守雄	216,272	3,590	-		可決(98.07%)
淵野 聡志	218,428	1,434	-		可決(99.05%)
赤松 敬一	219,245	617	-		可決(99.42%)
大宮 祥光	219,243	619	-		可決(99.42%)
第4号議案 監査役2名選任の件				(注)3	
山田 勇夫	218,936	926	-		可決(98.28%)
壺岐尾 透	210,815	9,047	-		可決(95.60%)
第5号議案 取締役賞与支給の件	209,748	10,114	-	(注)1	可決(95.11%)

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。
- 2 議決権を行使することができる株主の議決権(251,777個)の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。
- 3 議決権を行使することができる株主の議決権(251,777個)の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。
- 4 賛成割合は、本定時株主総会に出席した株主(前日までの議決権行使分および当日出席株主)の議決権の数に対して、賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本定時株主総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本定時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。